

## 再評価調書

I 事業概要																													
事業名	農業農村整備事業（たん水防除事業）																												
地区名	新十三沖永地区																												
事業箇所	津島市、愛西市、あま市																												
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県西部の津島市、愛西市及びあま市に位置し、二級河川日光川及び二級河川蟹江川に挟まれた流域面積 923.0ha の低平な農業地域である。また、津島中央病院や神守小中学校といった公共施設等もあり、市民生活のうえでも重要な地域になっている。</p> <p>地区内の排水は、洪水時には自然排水が不可能で、4か所の排水機場（越津、十三沖永神明、葉薗東、十三沖永越津）により日光川及び目比川へ強制排水している。</p> <p>しかし、流域開発による降雨流出量の増加や既設排水機場の老朽化に伴う排水能力の低下により地区の排水状況は著しく悪化し、豪雨時にはしばしば農地や農業用施設、公共施設等に湛水被害が生じている。</p> <p>このため、機能低下が著しい排水機場3か所（越津、十三沖永神明、葉薗東）を更新整備するとともに、排水能力が不足している導水路を改修することにより、湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図ることを目的として、2015年度からたん水防除事業新十三沖永地区を実施し、2024年度に完了する予定である。</p>																												
事業目標	<p><b>【達成（主要）目標】</b> 機能低下した既設排水機場を更新整備し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 (計画基準雨量 341mm/3日、1/20年確率雨量)</p> <p><b>【副次目標】</b> —</p>																												
計画変更の推移	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>事前評価時(2014)</th><th>再評価時(2019)</th><th>変動要因の分析</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業期間</td><td>2015～2024</td><td>2015～2024</td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td>53.7</td><td>58.4</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">経費内訳</td><td>工事費</td><td>47.6</td><td>労務資材費の増及び精査による増</td></tr> <tr> <td>用補費</td><td>0.2</td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="2">事業内容</td><td>その他</td><td>5.9</td><td>精査による減</td></tr> <tr> <td>排水機場 3か所 導水路 L=150m</td><td>排水機場 3か所 導水路 L=150m</td><td></td></tr> </tbody> </table>				事前評価時(2014)	再評価時(2019)	変動要因の分析	事業期間	2015～2024	2015～2024		事業費（億円）	53.7	58.4		経費内訳	工事費	47.6	労務資材費の増及び精査による増	用補費	0.2		事業内容	その他	5.9	精査による減	排水機場 3か所 導水路 L=150m	排水機場 3か所 導水路 L=150m	
	事前評価時(2014)	再評価時(2019)	変動要因の分析																										
事業期間	2015～2024	2015～2024																											
事業費（億円）	53.7	58.4																											
経費内訳	工事費	47.6	労務資材費の増及び精査による増																										
	用補費	0.2																											
事業内容	その他	5.9	精査による減																										
	排水機場 3か所 導水路 L=150m	排水機場 3か所 導水路 L=150m																											
II 評価																													
① 事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p><b>【事前評価時の状況】</b> 流域開発による降雨流出量の増加や既設排水機場の老朽化に伴う能力低下により排水状況が悪化し、湛水被害が生じていることから、早急に更新し、排水能力を向上する必要があった。</p> <p><b>【再評価時の状況】</b> 計画施設は、地区の湛水被害を防止するための基幹的な排水施設であり、地区の排水能力不足は変わっておらず、その重要性、整備の必要性は事前評価時と同等と考えられる。</p> <p><b>【変動要因の分析】</b> 地区的排水能力不足は改善されておらず、事業の必要性は依然として高い。</p>																											
	判定B	B	A : 事業着手時に比べ必要性が増大している。 B : 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。 C : 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。																										
<b>【理由】</b> 地区的排水能力不足は変化しておらず、事業の必要性は事業着手時と同等であるため。																													



③ 事業の効果の変化	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】 事前評価時からの土地利用の大きな変化はない。							
		【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】							
		区分		事前評価時 (基準年:2014)	再評価時 (基準年:2019)	備考			
		費用 (億円)	当該事業による費用	31.3	—				
			その他費用 注)	45.4	—				
			合計(C)	76.7	—				
		効果 (億円)	作物生産効果	39.1	—				
			災害防止効果(農業)	263.6	—				
			災害防止効果(一般)	192.8	—				
			災害防止効果(公共)	4.3	—				
			維持管理費節減効果	-3.7	—				
			合計(B)	496.1	—				
			(参考) 算定 要因	流域面積(ha) 農地面積(ha) 宅地等面積(ha)	923.0 383.7 539.3	923.0 380.4 542.6 減3.3ha 増3.3ha			
		費用対効果分析結果(B/C)		6.47	—	変更なし			
※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。									
※費用対効果分析については、愛知県公共事業評価実施要領細則により、原則として、事業採択時と比べ、その要因が3割を超えて変化している場合、または費用対効果分析結果が1未満になる恐れがある場合に実施するとされており、今回の評価では算定していない。									
注) その他費用の内訳									
①当該施設 再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格									
②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(幹線排水路等) 新規整備費+再整備費+事業着工時点の資産価格-評価期間終了時点の資産価格									
※評価期間:50年(当該事業の工事期間10年+40年)									
【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2007年9月 農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算定。									
【変動要因の分析】 費用対効果分析の算定基礎となった要因に大きな変動はない。									
2) 貨幣価値化困難な効果の変化		【事前評価時の状況】 該当なし							
		【再評価時の状況】 該当なし							
判斷	A	【変動要因の分析】 該当なし							
		A: 事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。 B: 事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。 C: 事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。							

	<p><b>【理由】</b> 事前評価時からの土地利用の大きな変化はないため。</p>
<b>III 対応方針（案）</b>	
<b>継続</b>	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。 継続：上記以外のもの。</p>
<b>IV 事後評価実施の有無と主な評価内容</b>	
<p>■対象（事業完了後5年目） <input checked="" type="checkbox"/>対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 事業後の湛水被害の有無を確認 ※事業完了後5年以内に計画規模と同等の降雨が発生した場合、その降雨により評価する。ただし、事業完了後5年内に計画規模と同等の降雨が発生しなかった場合は、事業完了後5年間の最大規模の降雨により評価する。</p>	
<b>V 事業評価監視委員会の意見</b>	
新十三沖永地区の対応方針（案）[事業継続]を了承する。	
<b>VI 対応方針</b>	
事業継続	